

# おくやみ ハンドブック

～ご遺族のための手続き案内～

鈴 鹿 市

2025年12月発行



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2025年12月発行

発行：鈴鹿市 編集・デザイン：株式会社ジチタイアド

※当冊子の著作権を侵害する行為（SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等）は法律で禁じられています。

この度は心よりおくやみ申し上げます。

手続き一覧を見て気が重くなっているいませんか。  
その手続き、当センターが支援させていただきます。

# おくやみ手続き支援センター にご相談ください



こんな事で  
お困りでは  
ございませんか？

- ✓ なにから手を付けていいのかわからない
- ✓ やる事が多すぎて何からやればいいのかかわからない
- ✓ 手続き可能な平日は仕事をしていて動けない
- ✓ どの手続きが必要なのかわからない
- ✓ 期限がある手続きの期日がいつかわからない



当センターでは皆様に寄り添う、3つのプランをご用意しております。

## お助け相続 プラン

20万円(税込)

頂いた情報に基づき  
相続手続きを  
お助けするプラン

## 安心相続 プラン

35万円(税込)

頂いた情報に基づき  
相続手続きと一緒に進める  
安心プラン

## しっかり相続 プラン

40万円～(税込)

全ての相続手続きを一括サポート  
3ヶ月のアフターサービスが  
ついたしっかりプラン

その他、不動産や  
保険についてのご相談にも  
幅広く対応しております。

相続  
手続き

遺品整理

不動産

保険

【遺品整理/不動産/保険 対応】 株式会社Clear 宅地建物取引業者：許可番号 三重県知事(1)第3753号

ご家族様はお気持ちの整理やご家族様にしか出来ないことに時間をお使いください。  
どうぞ一人で抱えず悩まず、お気軽にお問合せ・ご相談ください。

お問合せ先

059-329-6537

受付時間 平日9:00～19:00

定休日 土・日・祝日

相談  
無料

※定休日でも予約面談は可能です。お忙しい方もお気軽にご相談ください

※ご相談時ご希望頂ければご自宅まで相談員が伺わせていただきます

おくやみ手続き支援センター 運営：行政書士法人OULAP

所在地/四日市市東坂部町2068-3

HPはこちら/



# 市役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

| 区分   | 手続きが必要な人                             | 主な手続き                                                                                                                                                                  | 該当 | 済                        | 担当課                      | 参照ページ |
|------|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|--------------------------|--------------------------|-------|
| 住民登録 | 世帯主である                               | ●世帯主の変更                                                                                                                                                                |    | <input type="checkbox"/> | 戸籍住民課                    | 4     |
|      | 印鑑登録をしている                            | ●印鑑登録証(カード)の返納                                                                                                                                                         |    | <input type="checkbox"/> | 戸籍住民課                    | 4     |
|      | マイナンバーカード及び通知カード、住民基本台帳カードを持っている     | ●カードの返納<br>※返納は義務ではありません。                                                                                                                                              |    | <input type="checkbox"/> | 戸籍住民課                    | 4     |
| 年金   | 国民年金(老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金)のみを受給している  | 国民年金の手続き<br>●未支給年金・未支払給付金の請求<br>●遺族基礎年金の請求                                                                                                                             |    | <input type="checkbox"/> | 保険年金課<br>または<br>津年金事務所   | 5     |
|      | 国民年金に加入している                          | 国民年金の手続き<br>●遺族基礎年金の請求 ●死亡一時金の請求<br>●寡婦年金の請求                                                                                                                           |    | <input type="checkbox"/> | 保険年金課<br>または<br>津年金事務所   | 5     |
|      | 農業者年金に加入している<br>又は受給している             | 農業者年金の手続き<br>●死亡に関する届出<br>※手続きは、JA鈴鹿各支店で行います。                                                                                                                          |    | <input type="checkbox"/> | 農業委員会<br>事務局             | 6     |
| 保険   | 国民健康保険に加入している                        | 国民健康保険の手続き<br>●資格確認書及び各種証の返納<br>●葬祭費の支給申請                                                                                                                              |    | <input type="checkbox"/> | 保険年金課                    | 6     |
|      | 後期高齢者医療保険に加入している                     | 後期高齢者医療保険の手続き<br>●資格確認書及び各種証の返納<br>●葬祭費の支給申請<br>●高額療養費等の振込口座の変更<br>●送付先変更届(必要な場合のみ)                                                                                    |    | <input type="checkbox"/> | 福祉医療課                    | 7     |
| 介護保険 | 65歳以上または介護認定を受けている                   | 介護保険の手続き<br>●介護保険被保険者証の返還<br>●介護保険負担割合証の返還(お持ちの方のみ)<br>●介護保険負担限度額認定証の返還(お持ちの方のみ)<br>●介護保険料の精算(介護保険料過誤納金還付請求書の提出)※対象となる方のみ<br>●介護保険料過誤納金還付通知書等、介護保険関係書類の送付先変更届(必要な場合のみ) |    | <input type="checkbox"/> | 長寿社会課・<br>鈴鹿亀山地区<br>広域連合 | 7     |
|      | 高額介護サービス費等の支給を受けている                  | ●振込口座の変更                                                                                                                                                               |    | <input type="checkbox"/> | 鈴鹿亀山地区<br>広域連合           | 8     |
| 高齢者  | 緊急通報システムを利用している                      | ●緊急通報装置の撤去・返還                                                                                                                                                          |    | <input type="checkbox"/> | 長寿社会課                    | 8     |
|      | 認知症高齢者等安心見守りシールの交付を受けている             | ●認知症高齢者等安心見守りシールの廃止届                                                                                                                                                   |    | <input type="checkbox"/> | 長寿社会課                    | 8     |
|      | 認知症高齢者等安心見守り保険に加入している                | ●認知症高齢者等安心見守り保険の廃止届                                                                                                                                                    |    | <input type="checkbox"/> | 長寿社会課                    | 8     |
| 税金   | 市県民税が課税されている                         | ●納税通知書・税額変更通知書等の送付先の指定                                                                                                                                                 |    | <input type="checkbox"/> | 市民税課                     | 9     |
|      | 固定資産を所有している                          | ●現所有者(相続人)代表の指定                                                                                                                                                        |    | <input type="checkbox"/> | 資産税課                     | 9     |
|      | 未登記家屋を所有している                         | ●未登記家屋の名義変更                                                                                                                                                            |    | <input type="checkbox"/> | 資産税課                     | 9     |
|      | 納税している方<br>(納税義務者・納税管理人・相続人代表等)      | ●納付予定であった市税の手続き                                                                                                                                                        |    | <input type="checkbox"/> | 納税課                      | 10    |
|      | 口座振替で納税している方<br>(納税義務者・納税管理人・相続人代表等) | ●口座振替の変更または廃止手続き                                                                                                                                                       |    | <input type="checkbox"/> | 納税課                      | 10    |
|      | 原動機付自転車(125cc以下)・<br>小型特殊自動車を所有している  | ●廃車・名義変更                                                                                                                                                               |    | <input type="checkbox"/> | 市民税課                     | 11    |

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

| 区分   | 手続きが必要な人                                                                      | 主な手続き                                                                                                              | 該当 | 済                        | 担当課          | 参照ページ |
|------|-------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|--------------------------|--------------|-------|
| 障がい  | 次のいずれかを所有している<br>身体障害者手帳、療育手帳、<br>精神障害者保健福祉手帳                                 | ●各種障害者手帳の返納                                                                                                        |    | <input type="checkbox"/> | 障がい福祉課       | 11    |
|      | 次のいずれかを受給している<br>特別障害者手当、障害児福祉手当、<br>経過的福祉手当                                  | ●資格喪失届<br>●未支給請求書(未支給が発生する場合のみ)                                                                                    |    | <input type="checkbox"/> | 障がい福祉課       | 11    |
|      | 特別児童扶養手当の支給対象児童<br>または受給者である                                                  | (特別児童扶養手当支給対象の児童の方)<br>●資格喪失届<br>(特別児童扶養手当を受給している方)<br>●資格喪失届<br>●未支払手当請求書(未支給が発生する場合のみ)<br>●新規認定請求書(受給者を変更する場合のみ) |    | <input type="checkbox"/> | 障がい福祉課       | 12    |
|      | 自立支援医療受給者証(精神通院)を<br>持っている                                                    | ●受給者証返還届                                                                                                           |    | <input type="checkbox"/> | 障がい福祉課       | 12    |
|      | 三重県心身障害者扶養共済の加入者等<br>(障がい者の保護者の方、障がい者の方、<br>扶養共済年金を受給している方)                   | (障がい者の保護者の方)<br>●年金給付請求書<br>(障がい者の方)<br>●弔慰金請求書<br>(扶養共済年金を受給している方)<br>●死亡届出書                                      |    | <input type="checkbox"/> | 障がい福祉課       | 12    |
|      | 三重おもいやり駐車場利用証を<br>持っている                                                       | ●三重おもいやり駐車場利用証の返還                                                                                                  |    | <input type="checkbox"/> | 障がい福祉課       | 13    |
|      | 福祉医療費受給資格証(1 障がい者)を<br>持っている                                                  | ●受給資格証の返還<br>●振込口座の変更                                                                                              |    | <input type="checkbox"/> | 福祉医療課        | 13    |
| こども  | 児童手当の支給対象児童<br>または受給者である                                                      | (児童手当支給対象の児童の方)<br>●受給事由消滅または額改定<br>(児童手当を受給している方)<br>●未支払請求、新規認定請求                                                |    | <input type="checkbox"/> | こども政策課       | 13    |
|      | 児童扶養手当の支給対象児童<br>または受給者である                                                    | (児童扶養手当支給対象の児童の方)<br>●資格喪失または額改定<br>(児童扶養手当を受給している方)<br>●未支払請求                                                     |    | <input type="checkbox"/> | こども政策課       | 14    |
|      | ・福祉医療費受給資格証(2 一人親家庭等)<br>(3 こども)を持っている<br>・残られた世帯員が一人親家庭<br>(お子様が18歳未満)になられた方 | (福祉医療費受給資格証をお持ちの方)<br>●受給資格証の返還 ●振込口座の変更<br>(一人家庭になられた方)<br>●一人親家庭等医療費受給資格申請                                       |    | <input type="checkbox"/> | 福祉医療課        | 14    |
| 市営住宅 | 市営住宅・改良住宅に入居している                                                              | (名義人の死亡後、同居人が引き続き入居したいとき)<br>●市営住宅入居承継承認申請<br>(名義人が死亡し、市営住宅を明け渡したいとき)<br>●市営住宅返還<br>(同居人が死亡したとき)<br>●市営住宅同居者異動届    |    | <input type="checkbox"/> | 住宅政策課        | 15    |
| 森林   | 森林(地域森林計画の対象となっている<br>森林)を所有している                                              | ●森林法第10条の7の2第1項の規定による<br>届出                                                                                        |    | <input type="checkbox"/> | 農林水産課        | 15    |
| 農地   | 農地を相続された方                                                                     | ●農地法第3条の3第1項の規定による届出                                                                                               |    | <input type="checkbox"/> | 農業委員会<br>事務局 | 15    |

# 市役所以外での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

| 区分         | 手続きの種類                                          | 主な手続き                                                        | 該当 | 済                        | 問い合わせ先など                                                               |
|------------|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|----|--------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 市役所以外での手続き | 生命保険                                            | 死亡保険金の請求・入院給付金の請求等                                           |    | <input type="checkbox"/> | 加入している生命保険会社                                                           |
|            | 預貯金口座                                           | 口座凍結解除手続き                                                    |    | <input type="checkbox"/> | 各金融機関 等                                                                |
|            | 株式等                                             | 名義変更                                                         |    | <input type="checkbox"/> | 各証券会社 等                                                                |
|            | 遺言書                                             | 検認・開封                                                        |    | <input type="checkbox"/> | 家庭裁判所                                                                  |
|            | 固定電話・携帯電話                                       | 契約継承・解約                                                      |    | <input type="checkbox"/> | 各契約会社 等                                                                |
|            | インターネット                                         | 名義変更・解約                                                      |    | <input type="checkbox"/> | 各契約会社 等                                                                |
|            | NHK受信料                                          | 名義変更・解約                                                      |    | <input type="checkbox"/> | フリーダイヤル 電話:0120-151515<br>有料ダイヤル 電話:050-3786-5003                      |
|            | 上下水道                                            | 水道の閉栓・名義変更、振替口座の変更                                           |    | <input type="checkbox"/> | 鈴鹿市上下水道局お客様センター<br>電話:059-368-1671                                     |
|            | 電気・ガス料金等                                        | 名義変更・解約                                                      |    | <input type="checkbox"/> | 領収書に記載されている会社及び営業所                                                     |
|            | 運転免許証                                           | 返納                                                           |    | <input type="checkbox"/> | 住所地を管轄する警察署または運転免許センター                                                 |
|            | パスポート                                           | 返納                                                           |    | <input type="checkbox"/> | 旅券センター                                                                 |
|            | クレジットカード                                        | 解約                                                           |    | <input type="checkbox"/> | 各契約会社                                                                  |
|            | ケーブルテレビ                                         | 名義変更・解約                                                      |    | <input type="checkbox"/> | 各契約会社                                                                  |
|            | 不動産登記関係                                         | 土地・家屋等相続登記                                                   |    | <input type="checkbox"/> | 法務局<br>(津地方法務局 鈴鹿出張所 電話:059-382-1171)                                  |
|            | 国税関係<br>(相続税・所得税・消費税)                           | 相続税・所得税・消費税申告                                                |    | <input type="checkbox"/> | 鈴鹿税務署<br>(神戸九丁目-2445 電話:059-382-0351)                                  |
|            | 国債を所有していた方                                      | 記名変更・償還金受領                                                   |    | <input type="checkbox"/> | 償還金支払場所または証券保険証書に記載の郵便局                                                |
|            | 軽自動車                                            | 名義変更・廃車等                                                     |    | <input type="checkbox"/> | 軽自動車検査協会三重事務所<br>(電話:050-3816-1779)または<br>鈴鹿市自家用自動車協会(電話:059-382-1075) |
|            | 普通自動車<br>バイク(125cc超)                            | 名義変更・廃車等                                                     |    | <input type="checkbox"/> | 中部運輸局三重運輸支局(電話:050-5540-2055)<br>または鈴鹿市自家用自動車協会<br>(電話:059-382-1075)   |
|            | 故人が厚生年金(遺族厚生年金を含む)を受給していた、または故人が厚生年金加入中に亡くなったとき | ・厚生年金の手続き、厚生年金と国民年金の両方の手続き<br>・未支給年金・未支払給付金の請求<br>・遺族厚生年金の請求 |    | <input type="checkbox"/> | 津年金事務所<br>(〒514-8522 津市桜橋3-446-33<br>電話:059-228-9112)                  |
|            | 故人が共済年金を受給していた、または故人が共済年金加入中に亡くなったとき            | 各共済組合にお問い合わせください。                                            |    | <input type="checkbox"/> | 各共済組合                                                                  |

# 市役所での手続き

## 世帯主である

### 手続き・持ち物

#### ●世帯主の変更

- ☐ 届出人の本人確認書類  
(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)  
届出人が故人と別世帯の場合は、委任状が必要です。  
※もともと二人世帯であった方は世帯主変更の届出は不要です。

### 受付窓口

- 戸籍住民課  
(電話:059-382-9132)  
または各地区市民センター

### 期限

- ▶亡くなった日から14日以内

## 印鑑登録をしている

### 手続き・持ち物

#### ●印鑑登録証(カード)の返納

- ☐ 故人の印鑑登録証(カード)

### 受付窓口

- 戸籍住民課  
(電話:059-382-9013)  
または各地区市民センター

### 期限

- ▶速やかに

## マイナンバーカード及び通知カード、住民基本台帳カードを持っている

### 手続き・持ち物

#### ●カードの返納

- ☐ 故人のマイナンバーカード、通知カード、住民基本台帳カード
- ☐ 届出人(代理人)の本人確認書類

### 受付窓口

- 戸籍住民課 15番窓口(電話:059-327-5056)
- 鈴鹿市マイナンバーカードセンター(電話:059-382-1213)  
または各地区市民センター

### その他

- ▶死亡された方のマイナンバーカード等の返納は、義務ではありません。

※死亡後の様々な手続きで、個人番号が必要になる可能性がありますので、返納される場合は、各種手続きを終えてからお願いします。



オリジナルキャラクター  
「お墓くん」

**お墓は家族の憩いの場。**  
**どんな時でも静かに優しくご先祖様が迎えてくれます。**

長年の歴史と経験に裏打ちされた石職人の技で、質の高い墓石をご提供します。  
仕入れから施工・設置までを自社一貫で行うことで、  
中間コストを抑え、品質にも価格にもご納得いただけるお墓づくりをご提案します。

創業

100年以上

信頼と実績

老舗の技と心で一人ひとりに  
寄り添うお墓づくり

## 宮崎石材のご提案

### お墓をお持ちでない方へ

新しいお墓の購入はお考えですか？神戸店には150基ほどの展示があり故人の好きだったものを石で形作ったり、イラストを刻むことも可能です。故人と家族のためのお墓をつくりませんか？  
(参考価格:38万円～)

- 次世代に迷惑をかけないお墓づくりも提案いたします。
- お墓を建てない永代供養先のご紹介も可能です。

### お墓をお持ちの方へ

#### 追加彫り

故人の名前を墓石に刻みませんか？名前を刻むことで後世にも家族の繋がりを伝えることができ、故人の生きた証の一つになります。

#### 修理

お墓の困りごと、気になることがあればご相談ください。

例:お墓を一つにまとめた。お墓が傾いている。花立や線香立てを新しくしたい。  
囲いの隙間を直したい。防草をしたい。砂利を補充したい。など



### お墓じまいをお考えの方へ

各家庭の事情によりお墓じまいをする方も増えています。弊社では名前が刻まれている石は粉碎せず永代供養を行います。また、納骨先のご紹介も可能です。遠方の方もお気軽にお問い合わせください。

当社はご遺族様の状況に  
応じた親身なご提案と  
墓石の販売・製造・修理・  
墓じまいまで幅広く対応  
いたします。

株式会社  
**宮崎石材**

お墓について考えたいがなにも分からない...という方はとりあえずお電話ください。いちから丁寧に説明いたします。

株式会社 宮崎石材 ☎513-0801 三重県鈴鹿市神戸6丁目10-25

 **0120-820-743**

営業時間 8:00~17:00

定休日 お正月・お盆

深溝工場  0120-741-829 白山店 ☎059-262-1681

▼LINEはこちら



▼HPはこちら



## 年金の手続き

年金に関するお問い合わせ

◎津年金事務所 〒514-8522 津市桜橋3-446-33 電話:059-228-9112

◎保険年金課 国民年金グループ 電話:059-382-9401

## 国民年金(老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金)のみを受給している

### 手続き・持ち物

#### ●未支給年金・未支払給付金の請求 ●遺族基礎年金の請求

※請求について、まずは右記の窓口でご相談ください。

- ☐ 故人の年金証書      ☐ 請求者の戸籍謄本
- ☐ 請求者の預貯金通帳
- ☐ 請求者のマイナンバーカードまたは通知カード

上記以外に他の書類等も必要な場合があります。まずは、右記の窓口でご相談ください。

※厚生年金(遺族厚生年金を含む。)を受給していたときは、津年金事務所にお問い合わせください。

※共済年金を受給していたときは、各共済組合にお問い合わせください。

### 受付窓口

- 保険年金課  
国民年金グループ  
または津年金事務所

### 期限

- ▶亡くなった日から5年以内

## 国民年金に加入している

### 手続き・持ち物

#### ●遺族基礎年金の請求 ●死亡一時金の請求

#### ●寡婦年金の請求

※請求について、まずは、右記の窓口でご相談ください。

- ☐ 故人の基礎年金番号通知書または年金手帳等
- ☐ 請求者の戸籍謄本      ☐ 請求者の預貯金通帳
- ☐ 請求者のマイナンバーカードまたは通知カード

※遺族基礎年金請求には死亡診断書の写しが必要です。

上記以外に他の書類等も必要な場合があります。まずは、右記の窓口でご相談ください。

※厚生年金加入中に亡くなったときは、津年金事務所にお問い合わせください。

※共済年金加入中に亡くなったときは、各共済組合にお問い合わせください。

### 受付窓口

- 保険年金課  
国民年金グループ  
または津年金事務所

### 期限

- ▶遺族基礎年金・寡婦年金の請求  
亡くなった日から5年以内
- ▶死亡一時金の請求  
亡くなった日から2年以内

## 農業者年金に加入している又は受給している

亡くなられた方が農業者年金の加入者又は受給者であった場合、死亡した旨の届出が必要です。

### 手続き・持ち物

#### 農業者年金の手続き

##### ●死亡に関する届出

- ☐ 農業者年金証書
- ☐ 亡くなられた方の死亡日が確認できる戸籍謄本等

※未支給年金等の請求には必要な書類が異なりますので、右記の窓口でご相談ください。

### 受付窓口

- 農業委員会事務局  
(電話:059-382-9018)  
※手続きは、JA鈴鹿各支店で行います。

### 期限

▶速やかに

## 国民健康保険に加入している

### 手続き・持ち物

#### 国民健康保険の手続き

##### ●資格確認書及び各種証の返納

- ☐ 国民健康保険資格確認書(交付されている方のみ)
- ☐ (該当者のみ)限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証

※世帯主が亡くなられた場合は、世帯の国民健康保険加入者全員分をお持ちください。

##### ●葬祭費の支給申請

- ☐ 届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ※届出人が葬祭執行者と別世帯の場合は、委任状が必要です。
- ☐ 葬祭執行者を確認できるもの(会葬礼状など)
- ☐ 振込先の口座番号のわかるもの

### 受付窓口

- 保険年金課  
(電話:059-382-7605  
FAX:059-382-9455)  
または各地区市民センター  
※郵送での手続きも可能です。

### 期限

- ▶資格確認書及び各種証の返納  
速やかに
- ▶葬祭費の支給申請  
葬祭を行った日の翌日から  
2年以内

### その他

- 世帯主が亡くなられた場合、世帯の国民健康保険加入者の資格確認書、限度額適用認定証、特定疾病療養受領証(いずれも交付されている方のみ)が変更となります。  
変更後の資格確認書等は、新しい世帯主宛てに郵送します。
- 故人の保険料について、ご連絡させていただきますので、連絡先を指定してください。
  - ①保険料を再計算して、翌月以降に通知します。
  - ②保険料の支払いがある場合は、納付書をお送りしますので、期限までに納付してください。
  - ③保険料の払い戻しがある場合は、手続きのための必要書類をお送りしますので、早めに提出してください。

## 後期高齢者医療保険に加入している

### 手続き・持ち物

#### 後期高齢者医療保険の手続き

- 資格確認書及び各種証の返納
- 葬祭費の支給申請
- 高額療養費等の振込口座の変更
- 送付先変更届(必要な場合のみ)
- ☐ 来庁者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ☐ 亡くなられた方の資格確認書及び各種証
- ☐ 亡くなられた方及び葬祭執行者を確認できる書類(会葬礼状など)
- ☐ 通帳(葬祭執行者・相続人代表者)

### 受付窓口

- 福祉医療課  
(電話:059-382-7627  
FAX:059-382-9455)  
または各地区市民センター  
※郵送での手続きも可能です。

### 期限

- ▶ 資格確認書及び各種証の返納…速やかに
- ▶ 葬祭費の支給申請…葬祭を行った日の翌日から2年以内
- ▶ 高額療養費等の振込口座の変更…速やかに

## 65歳以上または介護認定を受けている

### 手続き・持ち物

#### 介護保険の手続き

- 介護保険被保険者証の返還
- 介護保険負担割合証の返還(お持ちの方のみ)
- 介護保険負担限度額認定証の返還(お持ちの方のみ)
- 介護保険料の精算(介護保険料過誤納金還付請求書の提出)  
※対象となる方のみ
- 介護保険料過誤納金還付通知書等、介護保険関係書類の送付先変更届(必要な場合のみ)

送付先変更届を提出される場合は、届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)が必要です。

### 受付窓口

- 長寿社会課  
(電話:059-382-7935 FAX:059-382-7607)
- 鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課 給付グループ  
(電話:059-369-3201 FAX:059-369-3202)

### 期限

- ▶ 介護保険被保険者証・介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証の返還に期限はありません。介護サービス費の支払いが全て完了後、ご返還ください。
- ▶ 亡くなられてから介護保険料過誤納金還付通知書が発送されるまで、通常で2～3か月かかります。
- ▶ 介護保険料過誤納金還付請求書(介護保険料過誤納金還付通知書に付属しています)は、発送の日から1か月以内にご提出ください。

## 高額介護サービス費等の支給を受けている

### 手続き・持ち物

### 期限

- 振込口座の変更

▶速やかに

### 受付窓口

- 鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課 給付グループ  
(電話:059-369-3201 FAX:059-369-3202)

## 緊急通報システムを利用している

### 手続き・持ち物

### 期限

- 緊急通報装置の撤去・返還

▶速やかに

### 受付窓口

- 長寿社会課  
(電話:059-382-7935 FAX:059-382-7607)

## 認知症高齢者等安心見守りシールの交付を受けている

### 手続き・持ち物

### 期限

- 認知症高齢者等安心見守りシールの廃止届

▶速やかに

### 受付窓口

- 長寿社会課  
(電話:059-382-7935 FAX:059-382-7607)

## 認知症高齢者等安心見守り保険に加入している

### 手続き・持ち物

### 期限

- 認知症高齢者等安心見守り保険の廃止届

▶速やかに

### 受付窓口

- 長寿社会課  
(電話:059-382-7935 FAX:059-382-7607)

## 市県民税が課税されている

今後、納税通知書や税額変更通知書などをお送りするときの送付先をお届けください。

### 手続き・持ち物

#### ●納税通知書・税額変更通知書等の送付先の指定

- ☐ 手続きする方の本人確認書類  
(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)  
手続きする方と送付先に指定する方が異なる場合は、委任状が必要です。
- ☐ 法定相続人と異なる方を送付先に指定する場合は、相続内容を証する書類(例:公正証書など)の写し

### 受付窓口

- 市民税課  
(電話:059-382-9446)

### 期限

- ▶速やかに

## 固定資産を所有している

### 手続き・持ち物

#### ●現所有者(相続人)代表の指定

- ☐ 来庁者及び代表として指定する方の本人確認書類  
(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)
- ☐ 法定相続人と異なる方を代表として指定する場合は、相続内容を証する書類(例:公正証書など)の写し

### 受付窓口

- 資産税課 管理グループ  
(電話:059-382-9007)

### 期限

- ▶現所有者(相続人)であると知った日の翌日から3か月を経過した日まで

## 未登記家屋を所有している

### 手続き・持ち物

#### ●未登記家屋の名義変更

- ☐ 遺産分割協議書などの相続を証明する書類  
(印鑑登録証明書添付)
- ☐ 亡くなられた方の出生から死亡までの戸籍謄本  
(全部事項証明書)
- ☐ 相続人全員の戸籍抄本(個人事項証明書)
- ☐ 相続関係説明図  
(被相続人と相続人の相続関係を図示したもの)
- ☐ 新所有者の住民票

### 受付窓口

- 資産税課 家屋グループ  
(電話:059-382-9007)

### 期限

- ▶速やかに

## 納税している方(納税義務者・納税管理人・相続人代表等)

今後の納税に関する手続き、また市税を故人の口座から口座振替していた場合、口座振替の変更または廃止の手続きが必要です(本人名義以外の口座から振り替えていた場合も同様です)。

### 手続き・持ち物

#### ●納付予定であった市税の手続き

- ☐ 死亡された方の納税通知書や領収書
- ☐ 同一世帯以外の相続人の方がお越しいただく場合は、相続関係が確認できる書類(戸籍謄本など)のご提示が必要です。

### 受付窓口

#### ●納税課

(電話:059-382-7831、  
059-382-9008)  
または各地区市民センター

### 期限

▶速やかに

## 口座振替で納税している方(納税義務者・納税管理人・相続人代表等)

### 手続き・持ち物

#### ●口座振替の変更または廃止手続き

- ☐ 希望される口座振替の預貯金通帳
- ☐ 通帳の届出印
- ☐ 納税通知書(納付書)

### 受付窓口

#### ●納税課

(電話:059-382-7831、  
059-382-9008)  
または各地区市民センター

#### ●取扱金融機関

百五銀行 三十三銀行  
北伊勢上野信用金庫  
東海労働金庫 あいち銀行  
三菱UFJ銀行 ゆうちょ銀行  
鈴鹿農業協同組合  
東日本信用漁業協同組合  
連合会(三重県内の店舗に限る。)

### 期限

▶口座振替を開始するには、  
手続きに約1か月かかります  
のでお早めにお手続きく  
ださい。

【郵送による手続きの場合】  
納税課までご連絡いただければ  
口座振替依頼書を送付します。

## 原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している

### 手続き・持ち物

- 廃車・名義変更
- ☐ ナンバープレート(廃車の場合)
- ☐ 標識交付証明書
- ☐ 届出人の本人確認書類  
(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)

### 期限

- ▶ 速やかに  
(ただし、4月2日以降に廃車の手続きをされた場合は、その年度の軽自動車税種別割が課税されますので、ご注意ください。)

### 受付窓口

- 市民税課(電話:059-382-9006)  
または各地区市民センター

## 次のいずれかを所有している 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

### 手続き・持ち物

- 各種障害者手帳の返納
- ☐ 各種障害者手帳

### 受付窓口

- 障がい福祉課  
(電話:059-382-7626 FAX:059-382-7607)

### 期限

- ▶ 速やかに  
(ただし、確定申告等の手続きで手帳が必要となる場合は、各種手続きの終了後に返納していただいて構いません。)

## 次のいずれかを受給している 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当

### 手続き・持ち物

- 資格喪失届
- 未支給請求書(未支給が発生する場合のみ)
- ☐ 未支給額請求者の通帳

### 受付窓口

- 障がい福祉課  
(電話:059-382-7626 FAX:059-382-7607)

### 期限

- ▶ 事由発生後、14日以内

この度はご愁傷様でございます。心よりお悔やみ申し上げます。

ご遺族の皆様の相続に関するご不安に、専門家として親身に寄り添います。

# 麻生税務会計事務所

が、円満な相続を支援します

## 相続税申告の手続き、ご相談ください

相続税の申告には専門的な知識が不可欠です。

### ② 相続税の申告が必要となる方

遺産の総額が「基礎控除額」を超えると、申告・納税の義務が生じます。

$$\text{基礎控除額} = 3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{法定相続人の数})$$

【具体例】相続人が配偶者と子供2人（計3人）の場合

$$3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times 3\text{人}) = 4,800\text{万円}$$

→ 遺産総額が4,800万円以下なら、原則として申告は不要です。

## 当事務所の相続サポート

✓ 相続財産の調査・評価

✓ 遺産分割協議書の作成支援

✓ 相続税申告書の作成・提出

✓ 二次相続まで見据えた対策

※不動産登記など税務以外の手続きが必要な場合は、司法書士等の専門家のご紹介も可能です。



まずはお気軽にご相談ください  
**TEL: 059-378-4343**

受付時間: 平日 9:00~17:00  
(休日及び時間外も柔軟に対応)

初回のご相談は無料です



麻生税務会計事務所  
Asao tax accounting office

代表税理士 麻生 健治  
公認会計士 麻生 高志

〒513-0806 鈴鹿市算所5-24-22

詳細はウェブサイトへ



## 特別児童扶養手当の支給対象児童または受給者である

### 手続き・持ち物

(特別児童扶養手当支給対象の児童の方)

●資格喪失届

(特別児童扶養手当を受給している方)

●資格喪失届

●未支払手当請求書(未支給が発生する場合のみ)

☐ 未支給分を受給する児童の通帳

●新規認定請求書(受給者を変更する場合のみ)

手続き内容により、必要なものが異なりますので、受付窓口でお尋ねください。

### 受付窓口

●障がい福祉課

(電話:059-382-7626

FAX:059-382-7607)

### 期限

▶事由発生後、14日以内

## 自立支援医療受給者証(精神通院)を持っている

### 手続き・持ち物

●受給者証返還届

☐ 自立支援医療受給者証(精神通院医療)

### 受付窓口

●障がい福祉課

(電話:059-382-7626

FAX:059-382-7607)

### 期限

▶事由発生後、概ね14日以内

## 三重県心身障害者扶養共済の加入者等 (障がい者の保護者の方、障がい者の方、扶養共済年金を受給している方)

### 手続き・持ち物

(障がい者の保護者の方)

●年金給付請求書

(障がい者の方)

●弔慰金請求書

(扶養共済年金を受給している方)

●死亡届出書

手続き内容により、必要なものが異なりますので、受付窓口でお尋ねください。

### 受付窓口

●障がい福祉課

(電話:059-382-7626

FAX:059-382-7607)

### 期限

▶速やかに

## 三重おもいやり駐車場利用証を持っている

### 手続き・持ち物

- 三重おもいやり駐車場利用証の返還
- ☐ 三重おもいやり駐車場利用証

### 受付窓口

- 障がい福祉課  
(電話:059-382-7626  
FAX:059-382-7607)

### 期限

▶ 速やかに

## 福祉医療費受給資格証(1 障がい者)を持っている

### 手続き・持ち物

- 受給資格証の返還
- 振込口座の変更
- ☐ 福祉医療費受給資格証(1 障がい者)
- ☐ 相続人代表の通帳

### 受付窓口

- 福祉医療課  
(電話:059-382-2788  
FAX:059-382-9455)  
または各地区市民センター

### 期限

▶ 速やかに

## 児童手当の支給対象児童または受給者である

### 手続き・持ち物

- (児童手当支給対象の児童の方)
- 受給事由消滅または額改定
- (児童手当を受給している方)
- 未支払請求、新規認定請求
  - ☐ 来庁者の本人確認書類
  - ☐ 未支払分を受給する児童及び新請求者名義の通帳
  - ☐ 新請求者の個人番号が確認できるもの
  - ☐ 新請求者の健康保険証の写し  
(状況により別途必要書類を求める場合あり)

### 受付窓口

- こども政策課  
(電話:059-382-7661)

### 期限

▶ 亡くなった翌日から  
15日以内

## 児童扶養手当の支給対象児童または受給者である

### 手続き・持ち物

(児童扶養手当支給対象の児童の方)

●資格喪失または額改定

(児童扶養手当を受給している方)

●未支払請求

☐ 来庁者の本人確認書類

☐ 未支払分を受給する児童の通帳

### 受付窓口

●こども政策課  
(電話:059-382-7661)

### 期限

▶亡くなった翌日から  
15日以内

・福祉医療費受給資格証(2 一人親家庭等)(3 こども)を持っている  
・残られた世帯員が一人親家庭(お子様が18歳未満)になられた方

### 手続き・持ち物

(福祉医療費受給資格証をお持ちの方)

●受給資格証の返還

●振込口座の変更

(一人親家庭になられた方)

●一人親家庭等医療費受給資格申請

☐ 来庁者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)

(福祉医療費受給資格証をお持ちの方)

☐ 福祉医療費受給資格証(2 一人親家庭等)

☐ 福祉医療費受給資格証(3 こども)

☐ 相続人代表の通帳

(一人親家庭になられた方)

☐ 本人及びこどもの資格確認書

☐ 振込口座

### 受付窓口

●福祉医療課  
(電話:059-382-2788  
FAX:059-382-9455)  
または各地区市民センター  
(一人親家庭等医療費受給  
申請を除きます。)

### 期限

▶速やかに

## 市営住宅・改良住宅に入居している

### 手続き・持ち物

(名義人の死亡後、同居人が引き続き入居したいとき)

#### ●市営住宅入居承継承認申請

- ☐ 名義人の死亡日がわかる書類(住民票の写し、戸籍謄本(全部事項証明書)、死亡届の写しなど)
- ☐ 名義人と申請者の続柄がわかる書類(住民票の写し、戸籍謄本(全部事項証明書)など)
- ☐ 申請者と新たな連帯保証人の印鑑登録証明書(各1通)
- ☐ 新たな連帯保証人の所得がわかる書類(所得課税証明書、源泉徴収票など)

(名義人が死亡し、市営住宅を明け渡したいとき)

#### ●市営住宅返還

退去検査を行い、修繕箇所の確認や敷金の精算を行います。

(同居人が死亡したとき)

#### ●市営住宅同居者異動届

- ☐ 同居人の死亡日がわかる書類(住民票の写し、戸籍謄本(全部事項証明書)、死亡届の写しなど)

### 受付窓口

- 住宅政策課  
(電話:059-382-7616)

### 期限

- ▶速やかに

## 森林(地域森林計画の対象となっている森林)を所有している

### 手続き・持ち物

#### ●森林法第10条の7の2第1項の規定による届出

- ☐ 森林の土地の位置を示す図面(任意の図面に大まかな位置を記入)
- ☐ 森林の土地の権利を取得したことがわかる書類(登記事項証明書(写し可)など)

### 受付窓口

- 農林水産課  
(電話:059-382-9017)

### 期限

- ▶所有者となった日から90日以内

## 農地を相続された方

亡くなられた方が農地を所有している場合、相続された方は農地の権利を取得した旨の届出が必要です。

### 手続き・持ち物

#### ●農地法第3条の3第1項の規定による届出

### 受付窓口

- 農業委員会事務局  
(電話:059-382-9018)

### 期限

- ▶権利の取得を知った日から概ね10か月以内

# おくやみコーナーの利用について

ご家族の方がお亡くなりになると、さまざまな申請・届出手続きが必要になります。

ご遺族の負担を少しでも軽減できるよう、手続きを支援する専用窓口として、おくやみコーナーを設置しています。

おくやみコーナーでは、市役所で必要な手続きの案内や書類作成のお手伝いをします。



## ところ

市役所1階 戸籍住民課  
(④番窓口と⑤番窓口の間 17ページ フロアマップ参照)

## 窓口開設 時間

平日9:00～12:00、13:00～16:00※予約制

## 持ち物

- 来庁者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)
- 亡くなられた方の各種保険証、各種手帳

## 予約方法

**前日までに電話予約をしてください。(死亡届の提出当日は、予約のみ承ります。)**  
電話:059-382-9220 予約電話受付時間:平日8:30～17:15

※予約日までに、亡くなられた方の持ち物(各種保険証・手帳・通帳など)の整理や、受けていたサービスの確認をお願いします。

※必要な手続きを担当課と確認後、追加の持ち物などがある場合は、改めてご案内します。

※手続きの内容によっては、一度のご来庁で完了しないことがあります。

## 鈴鹿市 手続き案内

各種手続きが右の二次元コードからも確認できます。

質問に「はい」「いいえ」で回答いただくと、必要な手続きが一覧で表示されます。▶



【メモ】 予約日時 月 日( ) :

---

---

---

---

---

---

---

---

## フロアマップ

**おくやみコーナー** 市役所1階 戸籍住民課へお越しください。



鈴鹿市役所 本庁舎（所属名称・配置等が変更になる場合があります。）令和7年12月1日現在

# 故人がお住まいだった住宅が空き家となる場合、 又は故人が空き家を所有している場合

故人がお住まいだった建物や土地は、たとえ相続登記の手続きがされていなくても、相続人が責任を持って適切に維持管理する義務があります。

建物は使用しないことで老朽化が急激に進みます。もし瓦や外壁の一部が飛散したり、塀や樹木が倒れたりするなどして、他の人や建物、車などに被害が及んだ場合、損害賠償を請求される可能性があります。

また、草木が繁茂し、野生動物が住み着いたり、害虫が発生するなどして近隣の住民などに迷惑をかけることもあります。適切な管理に努めましょう。

## 相続登記をしましょう

令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。名義が変更されていない建物や土地は、売却や賃貸をする際に契約の手続きができないため、速やかに登記手続きを行いましょう。

## 空き家の利活用・処分を検討しましょう

空き家を今後使用する予定がない場合は、遺品整理をし、売却・賃貸・解体を検討しましょう。

### 各種制度を利用しましょう

#### 空き家の有効活用をお考えの方

空き家の売却・賃貸をご希望の場合は「**鈴鹿市空き家バンク制度**」をご利用ください。空き家の情報をウェブサイト上に公開し、購入・賃貸を希望する方とのマッチングを支援します。



#### 空き家の処分や相続についてお困りの方

**空き家無料相談会**を開催しています。空き家に関するさまざまな相談に専門家がお応えします。



#### 空き家の譲渡所得の 3,000万円特別控除

空き家を相続してから3年後の年末までに売却するなど一定の基準を満たす場合、譲渡所得から3,000万円が特別控除されます。詳細は税務署にお問い合わせください。

空き家に関して何かあったとき、空き家の所有者の連絡先がわからないと連絡が取れません。何かあったときのために、近所の方や自治会とは連絡先を交換しておきましょう。

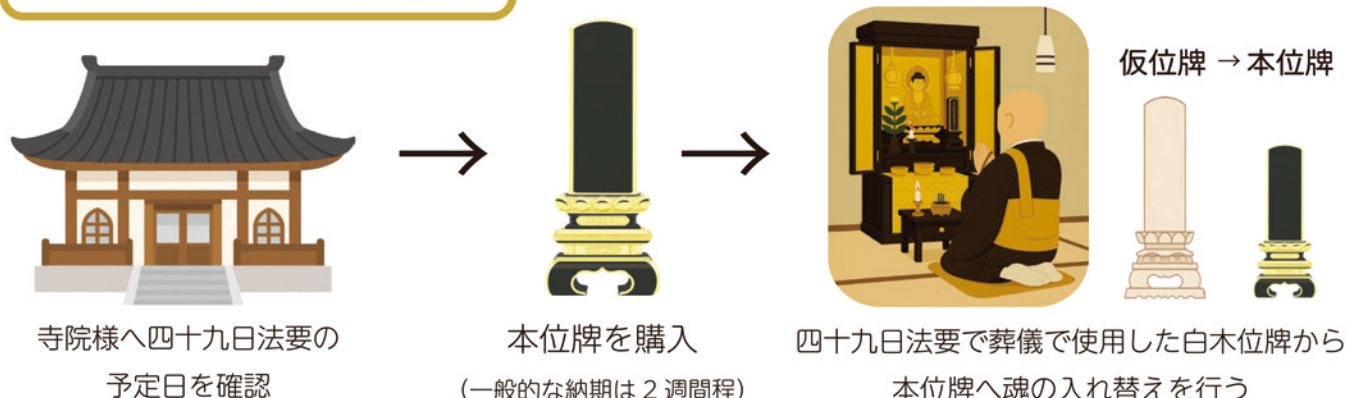
問合せ先 住宅政策課 電話：059-382-7616



# 四十九日法要までに本位牌のご用意を

故人がお亡くなりになった後、四十九日の法要までに、白木の仮位牌から「本位牌」へと作り替えます。当店「位牌通販のお位牌 Maker®」は、三重県鈴鹿市を拠点に全国のお客様へお位牌をお届けしております。これまでに 15,000 基以上の位牌を作成し、全国 200 寺以上の寺院会員様にもご利用いただいております。  
(2025 年 9 月時点)

## 四十九日法要までの流れ



## ご購入方法

QR コードからのご注文で 5%OFF

※QR コードは (株) デンソーウェブの登録商標です

### コードを読み取る



5%OFF 適用

### お位牌の種類・サイズを選択



全 100 種類以上

### 戒名・没年月日等を入力

文字彫り※  
彫り金字  
戒名・法名※  
龍宮院助龜連海居士  
※真言宗以外の宗派は一般的に位、霊位は除さ  
没年月日※  
平成 30 年 4 月 1 日  
※一般的に「没」「寂」「歿」は入れません  
故人のお名前※  
俗名 満島 太郎

### プレビューで確認

入力後、プレビュー画像にてご注文内容をご確認頂き、決済にお進みください。



### ご注文・決済へ進む

以下の方法よりご決済頂けます。



### 3 営業日程でお届け

お位牌の種類・サイズに合わせ、文字の大きさと間隔を校正。正確に文字入れをし、ヤマト運輸にてお届けいたします。



初めてでも安心。かんたんな入力でお位牌をご注文いただけます。

操作がご不安な方は、お電話でもご相談ください。

〒513-0816 三重県鈴鹿市南玉垣町 6307  
TEL:059-358-0183 FAX059-993-0916  
RKD コーポレーション株式会社

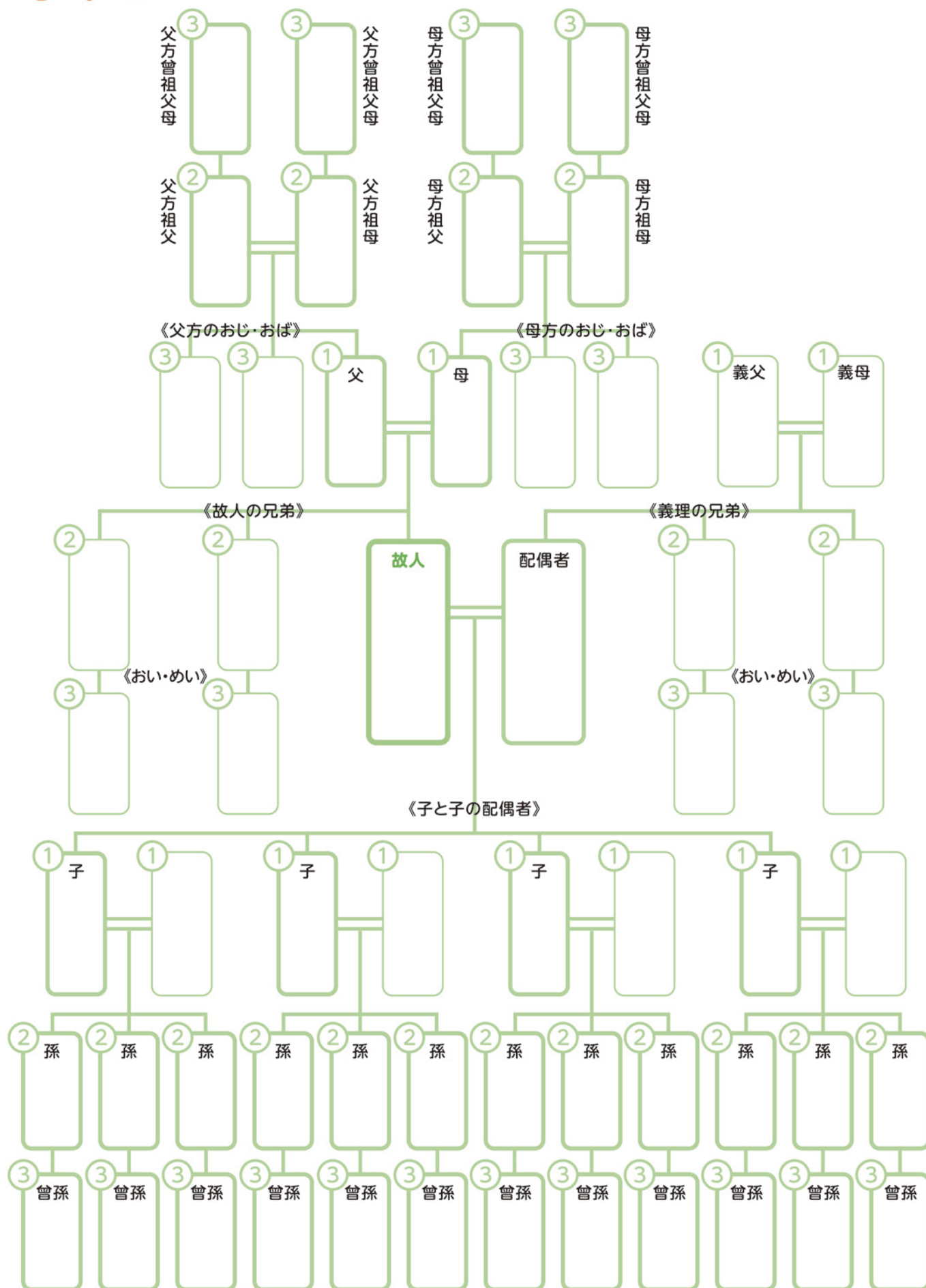
4.8 ★★★★★  
Google Customer Reviews  
(2025 年 9 月時点)

お位牌 Maker  
OIHAI-Maker



# 家系図

※数字は親等数



## 故人の財産について

|              |        |        |       |    |
|--------------|--------|--------|-------|----|
| 不動産          | 所在地    | 名義人    | 持ち分   | 備考 |
|              |        |        |       |    |
|              |        |        |       |    |
|              |        |        |       |    |
| 預貯金          | 金融機関名  | 支店     | 金額    | 備考 |
|              |        |        |       |    |
|              |        |        |       |    |
|              |        |        |       |    |
|              |        |        |       |    |
| その他の資産       | 名称     | 内容     | 保管場所等 | 備考 |
|              |        |        |       |    |
|              |        |        |       |    |
| 借入金・ローン      | 借入先    | 金額     | 返済方法  | 備考 |
|              |        |        |       |    |
|              |        |        |       |    |
| 生命保険・損害／傷害保険 | 保険会社   | 種類・内容  | 受取人   | 備考 |
|              |        |        |       |    |
|              |        |        |       |    |
|              |        |        |       |    |
| 公的年金         | 基礎年金番号 | 種類     | 受給金額  | 備考 |
|              |        |        |       |    |
|              |        |        |       |    |
|              |        |        |       |    |
|              |        |        |       |    |
| 個人年金・企業年金    | 名称     | 番号・記号等 | 受給金額  | 備考 |
|              |        |        |       |    |
|              |        |        |       |    |

# 相続不動産・空き家のお悩み、 アクアスが解決いたします。

急に相続することになった不動産。売る？貸す？それとも管理？何から手を付ければいいのか、戸惑う方も多いはず。私たちは、そんなお悩みに寄り添い、最適な解決策と一緒に考えます。

草刈り・解体から土地・空き家の買取りまで、どうぞお気軽にご連絡ください。

土地・  
空き家  
買取り



残存物  
処分・解体・  
草刈り



賃貸活用・  
管理の  
ご相談



補助金  
活用  
のご提案



相続登記・  
税務の  
専門家紹介



不動産のことで悩まなくて大丈夫です。  
すべてお任せください。

アクアス は、建築・不動産会社です。  
三重の不動産について、ご相談ください。

不動産  
売買

宅地  
分譲

新築  
工事

リフォーム

不動産  
管理

解体  
工事

狭小住宅・地形の良し悪し、お気になさらずに、お問い合わせください。 ※条件によってはご希望に添えない場合がございます。



株式会社

アクアス

TEL.059-356-2500

〒510-0832 三重県四日市市伊倉1丁目1-40

宅地建物取引業：三重県知事(2)第3599号 建設業許可：三重県知事(般-7)第22519号

HP



ともに、  
時をつなぐ。

※弊社CM「時のように、人はよりそう」篇、スチール写真

鈴鹿市の不動産に関するご相談は弊社にご用命ください。

相続・空き家・空き地など、先を見据えて的確にサポートいたします。

9つのサービス  
詳細はこちら



なにかあっても安心。「対応力」が違います。



話すだけでも、心が軽くなる

ご相談は「D SALON」でゆっくりと

ともに、時をつなぐ。

**D 第一不動産販売**  
**0120-171-172**

daiichi-re.co.jp



本社は、伊勢鉄道「玉垣駅」目の前、西側すぐにあります。

(公社)三重県宅地建物取引業協会会員 三重県知事(5)2840号  
株式会社第一不動産販売 営業時間 10:00-18:00 水曜定休日

本社 〒513-0817 三重県鈴鹿市桜島町7-6-3【D SALON設置店】

四日市店 〒513-0817 三重県四日市市諏訪町3-16 東歯科ビル203